

2021年度法科大学院春学期開講科目にかかる講義の実施方法及び自習室利用について

LS学務委員会

1. 基本方針

1. 1 講義実施方法

科目担当教員の選択に応じ、「全面対面」、「対面・遠隔併用」、「全面遠隔」のいずれかの方式により講義を実施するものとする。

ただし、現在の新型コロナの状況の下で対面参加を希望しない学生を強制的に通学させることはできないため、

- (1) 「全面対面」方式は履修者全員が積極的に対面参加を希望した場合にのみ採用できるものとする。
- (2) 一部の学生が遠隔参加を希望する場合には、当該学生に不利益が生じないような形で講義を実施するものとする。
- (3) 学生は、対面受講及び教室での遠隔受講（自習室での遠隔受講不可）を希望する場合には、別途定める手続に従い、「名大LS2021年度春学期対面受講・自習室利用確認届」（以下、「確認届」という。）を提出しなければならない。

※上記（2）の具体例としては、

- (ア) 対面参加希望者との関係では対面講義を実施した上、遠隔参加希望者には当該対面講義を「お助け君」等で収録した動画データを提供した上 Zoom で質問対応の機会を設けるなどの代替措置を講じる
- (イ) 履修者全員に対して Zoom で講義を実施する（教室で講義を受講することを希望する者については教室に pc 等を持ち込んで講義を受けることを認める）などが考えられる。

1. 2 自習室利用

自習室の利用は、確認届を提出した学生のみ、利用することができる。

2. 留意事項

- (1) 「全面対面」または「対面・遠隔併用」方式を選択していた場合でも、新型コロナウイルスの感染に関するさらなる「波」の到来により、通学・帰宅の際の感染の危険が高度に認められるに至った場合には、「全面遠隔」方式に切り替えるものとする。
- (2) 教室を利用する講義の実施（Zoom を利用する場合を含む）に際しては、「密」を回避するため、必ずその収容定員の二分の一を超えない数の人員で教室を利用するとともに、座席は全席指定とし、学生間、学生・教員間の距離を十分空けるものとする。また、窓やドアを2箇所以上開ける形での換気、講義前後の手指消毒や手洗いの実施を徹底するものとする。
- (3) 教室を利用する講義に参加する教員・学生は必ずマスク、フェイスシールド等を着用するものとする。
- (4) 教室で対面講義を実施する場合には、教室に設置されている透明な「仕切り」を教員と学生の間立てるものとする。

- (5) 対面講義の際にマイクを回す形で学生に発言を求める場合は、感染拡大防止のため、マイクとともにウェットティッシュ等の消毒用具を回し、マイクを拭いてから発言させる等の措置をとるものとする。
- (6) 第1講義室、第2講義室、911教室は、学期を通じて法科大学院の講義等のために確保してあるので、法科大学院の学生は、これらの教室が講義で使用されていない場合には、これらの教室を講義の合間の待機場所や自習用スペースとして活用することができる。
- (7) 自習室の利用に際しては、1席おきで利用人数を制限した飛沫感染防止用の指定席を使用しなければならない。また、マスク等飛沫防止措置をとっていない状態での会話をしてはならず（マスク等がある場合でもできる限り会話は控える）、飲食してはならない（蓋付水筒・ペットボトルからの給水は可）。
- (8) 自習室内で授業を受講してはならない（時間割記載の所定の教室で受講すること）。ただし音声を外部に漏らさず、かつ発話しない場合にはこの限りではない。また、自習室内の所定の場所のみで、飲食は可能である（発話・対面厳禁）。
- (9) 自習室利用者で、新型コロナウイルス感染者またはその濃厚接触者がいる場合などには、直ちに自習室は閉鎖となるので、普段からそのための準備をしておくこと。
- (10) 2021年4月1日以降、CANVASの利用はできない。NUCT及びTKC法科大学院教育研究支援システムを利用すること。

以上